別表 雇用機会拡充事業の対象経費

対象経費	経費内容
設備費、システム	・創業又は事業拡大に必要な機械、装置、器具、備品その他 の設備の設置・購入費、リース・レンタル費(設置、据付工
費又はこれらに	事を含む)
係る減価償却費	・創業又は事業拡大に必要なソフトウェア・情報システムの
	購入・構築、借用・利用に要する経費 ・上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費
	・上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用
	・上記に係る減価償却費
	注)単なる老朽化設備の更新は対象外
	注)土地・建物(中古含む)の取得及び使途・必要性が明確で
	ない経費は対象外
改修費又はこれ	・創業又は事業拡大に供する建物及び建物附属設備の改修費 (増築や改築を含む。建物と住居等が明確に分かれているも
に係る減価償却	のに限る。)
費	・上記に係る減価償却費
	注)土地・建物(中古含む)の取得及び使途・必要性が明確で
	ない経費は対象外
広告宣伝費	・創業又は事業拡大に係る広告掲載費、ホームページ、パン
	フレット、DM製作・配布・郵送費 ・創業又は事業拡大に係る商品の販路拡大、プロモーショ
	ン、マーケティング等の販売促進費(調査費、出店料、外注
	費、専門家等への謝金、旅費等)
	・創業又は事業拡大のために新たに雇用する従業員の求人・選
	考に係る費用(求人広告の掲載、求職者向けのセミナー・会
	社説明会への出展費用、事業者が負担した被選考者の交通
	費及び宿泊費等)
店舗等借入費	・創業又は事業拡大のために新たに借り入れする場合の事務
	所・事業所の賃料、店舗(物販店舗、飲食店等)のテナント
	料(店舗と住居等が明確に分かれているものに限る。)
人件費	・創業又は事業拡大に伴って新たに雇用する従業員の給与、
	┃賃金  ・創業又は事業拡大に伴って新たに雇用するパート・アルバ
	イトの賃金
	注)給与、賃金は1人当たり常勤雇用の場合は、月額35万
	円、非常勤雇用の場合は、月額20万円、パート・アルバイト     は日額8千円/人を上限とする。
	注)代表者、役員及びその親族(生計を一にする三親等以内)
	は対象外

研究開発費	・創業又は事業拡大のための商品又はサービスの研究開発に
	係る経費(市場調査費、試作品の製作費、委託・外注費、専
	門家等への謝金、旅費等)
島外からの事務	・離島外から離島への事業所移転・引越し経費、従前の事業所
所移転費	の原状回復費その他移転に係る諸経費
従業員の教育訓	・従業員(創業の場合、本人も含む)の資格取得(小型船舶免
練経費	許、クレーン技師等の離島で取得できないもの)・研修・講
	習受講に係る経費(創業又は事業拡大に直接必要なものに
	限る。)
感染防止対策費	・新型コロナウイルス感染症その他の感染症に係る感染防止
	対策に必要な経費

対象経費については、令和7年11月1日現在のものであります。今後変更される場合があります。